

「SAGA BLUE PROJECT」交通安全啓発事業企画運營業務委託仕様書

1 業務名

「SAGA BLUE PROJECT」交通安全啓発事業企画運營業務

2 目的

県では、県民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通事故が少ない安全・安心な社会に繋げるため、令和元年度から、デザインを活用した広報啓発により、県民の交通安全に対する行動変容を促す「SAGA BLUE PROJECT」（以下「SBP」という。）交通安全啓発事業に取り組んでいる。

本事業では、広く県民に佐賀県の交通事故情勢・特徴を周知し、県民一人ひとりに交通事故の防止を「自分の事」として認識させることで、交通ルールの遵守、正しい交通マナーでの道路利用など、自発的な交通安全に配慮した行動変容を促し、交通事故防止の一層の推進を図ることを目的とする。

また、SBPを加速度的に進めるため、民間企業等と連携した事業を展開し、企業等にはそれぞれの特性を活かした主体的な取組を促すことによって自走化を図り、佐賀県全体が主体的にSBPに取り組む姿の実現を目指す。

3 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務の概要

- (1) プロジェクトマネジメント
- (2) 交通安全啓発事業の企画・運営
- (3) 進行管理
- (4) 事業効果の分析・検証及びフィードバック

5 交通安全啓発事業の概要

(1) 方針

単なる交通事故情勢・特徴を周知するのみでなく、県民一人ひとりに交通事故の防止を「自分事」として認識させ、自発的な交通安全に配慮した行動変容を促すため、交通事故の加害者・被害者となった場合のデメリット、交通事故防止対策により得られる平穏な日常等のメリットを想定・理解させる。

中でも、佐賀県の人身事故は4割が追突事故であり、全国に比べ高い水準となっていることから、追突事故防止に主軸を据え交通安全啓発を行うことで、人身事故のさらなる総量抑止を図る。

なお、合わせて、反射材の配布等による交通事故防止につながる直接的なアプローチを行うことで、交通事故が少ない安全・安心な社会の実現に繋げる。

(2) コンセプト

- ① より多くの県民に広報啓発の効果を波及させるため、年齢や地域等対象者が異なる様々なイベント等を活用し、県民により身近で効果的な交通事故防止に関する広報啓発等を実施する。
- ② 民間企業等が持つ様々な特性や幅広いノウハウ、高い発信力を活用するため、また、SBPを加速度的に進めるため、SBP賛同企業を募り、各企業等との連携事業を展開する。

(3) 対象者等

対象者は、県民の全年齢層とするが、県内の交通事故情勢から、追突事故の原因者は20代が多いこと、一方死亡事故は65歳以上の高齢者(以下「高齢者」という。)が当事者となりやすいことを踏まえて重点的な対象とすること。

6 業務内容

(1) プロジェクトマネジメント

受託者は、プロジェクトの統括責任者となるプロジェクトマネージャを配置し、事業の目的達成に向けて、プロジェクトメンバーを指揮し、その執行を監理し、プロジェクト全体が円滑に進むよう効果的な事業管理をすること。

(2) 交通安全啓発事業の企画・運営

ア 全世代に対する交通事故防止対策

企画提案段階で、交通事故防止の自分事化・行動変容を促すための計画を策定し、その計画に基づき、イベント実施等による直接訴求と、メディアを活用した情報発信を効果的に連携させること。

また、民間企業等と連携した事業展開において、それぞれの特性を活かした主体的な取組を促すことにより、SBPの自走化、加速化を推進すること。

(ア) 促したい行動変容

佐賀県の人身事故の4割を占める追突事故の大きな要因となっている県特有の「よかろうもん運転(携帯電話使用、合図不履行、信号無視、車間距離不保持)」を根絶するとともに、交通ルールの遵守と思いやりのある交通マナーの実践を習慣付け、県民自身により道路交通環境を改善させる。

(イ) 企画

① 様々なイベント等を活用した広報啓発等

より多くの県民に広報啓発の効果を波及させるため、年齢や地域等対象者が異なる様々なイベント等を活用し、県民により身近で効果的な交通事故防止に関する広報啓発等を実施する。

A) 開催回数

6回

B) 活用するイベント等について

- ・ 県内のスポーツチームのホーム戦1回ずつ計3回+県内各地のイベント3回とする。
- ・ 県内各地のイベント3回については、イベント等の選定にあたって、年齢や地域等対象者が異なるよう留意すること。
- ・ 多様なイベント等の活用を想定するため、イベント等の規模については参加者数の見込みが250名程度を上回る規模のものから対象とするが、参加者数の見込みが3,000名を超えるイベント等を最低3回想定すること。

C) 対象

- ・ 対象者は、全世代の県民とする。
- ・ なお、すべてのイベント等において全世代の県民が対象となっている必要はなく、様々なイベント等を組み合わせることにより、全世代の県民に対し、啓発を行うことができるよう工夫すること。
- ・ また、活用するイベント等によっては、対象者を県民に限定することが難しい場合があるため、対象者を県民に限定する必要はないこととする。

D) 参加費

無料とする。

E) イベント等における広報啓発の手法

- ・ 昨年度の広報啓発手法を継続することとし、イベント会場への来場者が交通安全クイズに回答することで抽選会に参加できるクイズ抽選会を実施すること。
- ・ クイズ及び抽選会の内容や実施方法について提案すること。
- ・ より多くの参加者に対し広報啓発の効果を波及させるよう、工夫すること。
- ・ 広く県民に佐賀県の交通事故情勢・特徴を周知し、県民一人ひとりに交通事故の防止を「自分の事」として認識させることで、交通ルールの遵守、正しい交通マナーでの道路利用など、自発的な交通安全に配慮した行動変容を促す内容となるよう工夫すること。
- ・ 広報啓発にあたっては、県が保有する以下の物品について活用を可能とする。その他必要となる物品については、受託者において調達することとし、これにより発生する諸経費については、委託費に含めるものとする。

- ✓ 交通安全啓発グッズ（佐賀県交通安全キャラクター“マニャー”（以下「マニャー」という。）のぬいぐるみ、反射材キーホルダーやぬいぐるみキーホルダー等。保有状況より、県が可能と判断する数量の範囲で、参加者への配布等を可能とする。なお、マニャーのぬいぐるみについては、当委託業務において制作するため、制作期間が発生することに留意すること。）
- ✓ 交通安全啓発チラシ（保有状況より、県が可能と判断する数量の範囲で、参加者への配布等を可能とする。）
- ✓ マニャーの着ぐるみ（貸与とする。）

F) 運営

- ・ 広報啓発の実施について、事前に公式SNS等により告知を行うこと。
- ・ 参加者数（概数でも可とする。）を把握し、報告すること。
- ・ 公式SNS等で実施報告を行うため、広報啓発の様子を写真撮影等により記録すること。
- ・ 広報啓発の実施にあたって必要となる、事前準備や当日の運営に必要なすべての業務を行うこと。
- ・ 広報啓発で実施した内容の結果について、集約、分析し、県に共有すること。
- ・ イベント主催者との連絡・調整については受託者が行うものとし、また、広報啓発の実施に必要な備品、資機材等は特に指示のない限り受託者が調達するものとする。これにより発生する諸経費については、すべて委託費に含めるものとする。

② 企業等との連携事業

A) SBP賛同企業・団体の募集

- ・ SBPの趣旨に賛同いただける企業等を募る。新たなSBP賛同企業・団体として15者程度を見込む。
- ・ 広く県民に佐賀県の交通事故情勢・特徴を周知し、県民一人ひとりに交通事故の防止を「自分の事」として認識させることで、交通ルールの遵守、正しい交通マナーでの道路利用など、自発的な交通安全に配慮した行動変容を促すことを目的として、企業等を選定し、個別のアプローチをかけて募集するとともに、賛同を希望する企業等の受け入れを行う。
- ・ アプローチを行うにあたり、各企業等の特性を効果的に活かした独自の取組をプロデュースし、提案すること。また、提案に必要な資料を作成すること。

B) S B P 賛同企業・団体の取組の支援

S B P 賛同企業・団体への支援として、以下の業務を行うこと。

- ・ 賛同企業・団体の取組の継続的なプロデュース、フォロー
(賛同企業・団体と継続的にコミュニケーションを取り、取組の進捗状況の確認、取組に対するアドバイスの提供やフィードバック、新たな取組の提案等を行う、伴走型の支援をすること。)
- ・ 賛同証明書の制作
- ・ 車体貼付用マグネットステッカー (100×300 mm程度・フルカラー・300枚) の製作
(デザインは既存のものと同様とする)
- ・ その他取組に対する支援、実施報告のとりまとめ
(実施報告とともに、取組の様子の写真データを取得すること。)

C) S B P 賛同企業・団体の取組に係る情報発信等

- ・ 新聞広告1回
 - ✓ 全15段カラー見開きとし、原稿制作も行うこと。
- ・ YouTube 広告の配信
 - ✓ 期間は7か月間とする。
 - ✓ 内容は15秒CMとする。
 - ✓ 広告データについては、県が提供する。
- ・ 公式SNS (Instagram) における情報発信
 - ✓ 新たな賛同企業・団体の紹介 (15回程度) とする。

D) SAGA BLUE PROJECT CHALLENGE! -Award-の開催

賛同企業・団体のモチベーションを高めるため、すべての賛同企業・団体に感謝の意を伝えつつ、県では実施できなかったアプローチにより、県民に行動変容を促した者企業・団体に対し表彰を行う。

- ・ 参加者
参加者の選定についてはS B P 賛同企業・団体の中から県との協議の上、決定すること。
- ・ 開催回数、時期
開催回数は1回とし、時期は県と協議の上、決定すること。
- ・ 会場
県と協議の上、決定すること。
なお、フォーラムの雰囲気演出するため、ブルーカーペット等を設置することとし、その調達や借用に係る諸経費は、委託費に含むものとする。また、椅子や机等、佐賀県が無償

で貸し出すことができる物品については無償で貸与する。

・ 内容

主な内容は以下のとおりとする。

✓ 企業等によるショートプレゼンテーション

賛同企業・団体の代表者から、各者の強み、実施した取組、今後の展望等について発表いただく。これに伴う、スクリーン投影資料の制作を行う。

✓ 各賞授与

賛同企業・団体の中から、県では実施できなかったアプローチにより、県民に行動変容を促した者（5者程度）に対し、トロフィーを授与する。被授与者の選定に携わるとともに、トロフィーの制作を行うこと。

・ 運営

✓ 参加者への連絡、調整、参加者のとりまとめを行うこと。

✓ 式次第、進行要領や会場の配置図等を作成すること。

✓ 会場の設営、受付、司会・進行、会場の片づけ、その他運営に必要な全ての業務を行うこと。

・ その他

✓ スクリーンに投影する全てのスライドを制作すること。

✓ 公式ホームページやSNS等で実施報告を行うため、フォーラムの様子を写真撮影等により記録すること。

③ その他の交通安全啓発

A) 広報物及び交通安全啓発グッズ等の制作

・ SBPの認知度向上・交通安全啓発及びSBP賛同企業・団体が広報に活用できるような内容のチラシ（A4サイズ・両面フルカラー・10,000枚）を制作すること。

✓ SBP賛同企業・団体が活用することを想定し、社名記入欄を設けること。

・ SBPの認知度向上・交通安全啓発につながるアニメーション動画 TVCM制作。

✓ 内容は15秒CMとする。

✓ 作成した動画データについてはDXcamにて納品すること。

・ その他必要となる物品については、受託者において調達・制作することとし、これにより発生する諸経費については、委託費に含めるものとする。

B) 公式SNSを活用した情報発信

・ 公式SNS（Instagram）を活用した広報に係るすべての業務を行うこと。

- ・ 公式SNS（Instagram）における情報発信を週1回程度行うこととし、内容は交通安全に係るクイズ等交通ルールについての知識が深まるような内容とすること。
 - ・ 佐賀県が運用する公式SNS（エックス）について、Instagramと連携した情報発信の支援を行うこと。
- C) 公式SNSのフォロワーを増やすためのSNS広告の実施
- ・ 期間は1か月間とする。
 - ・ SNS広告を見た人が積極的に公式SNSをフォローするよう、30名程度が当選する抽選会を企画すること。当選者には、県が保有するマニャーのぬいぐるみ等交通安全啓発グッズを景品として郵送すること。

イ 高齢者に対する交通事故防止対策

（ア）促したい行動変容

重大事故や出会い頭事故に繋がる、脇見や漫然運転等の禁止により、緊張感の保持を始めとした安全運転の基本を徹底させる。また、65歳以上の高齢運転者（以下「高齢運転者」という。）に加齢に伴う身体機能や認知機能の低下が運転に及ぼす影響を理解させ、自ら率先して安全な交通行動を実践することができるよう支援するとともに、自身の運転の在り方を検討する^{*1}きっかけとする。

加えて、高齢歩行者に夜間や薄暮時間帯に明るい服装や反射材の着用を周知し、道路横断時には「ハンドサイン^{*2}横断」を浸透させる。

（イ）企画

① 自身の運転の在り方について検討させる取組

A) リーフレットの制作（高齢運転者向け）

- ・ 運転の在り方を検討するきっかけとすることを目的としたリーフレット（サイズは、A3・2つ折り以上とし、両面印刷・フルカラーで30,000枚とする。）を制作することとし、内容を提案すること。（内容については、項目や掲載イメージ等概要の提案で可。）
- ・ リーフレットは高齢者講習の受講者等に対して県が配布する。

B) 店舗設置用ポップの制作（高齢運転者の子ども世代向け）

- ・ 高齢運転者の子ども世代に、身近な高齢運転者の運転の在り方について考えさせ、検討を促す働きかけをさせることを目的とした店舗設置用のポップ（三角柱卓上ポップ・展開サイズA5程度・フルカラー・500個）を制作することとし、内容を提案すること。（内容については、項目や掲載イメージ等概要の提案で可。）

- ・ 店舗への設置依頼まで実施することとし、これにより発生する諸経費を見込む場合には、すべて委託費に含めるものとする。
- ・ 設置する店舗は、高齢運転者の子ども世代が目にしやすいよう、食品や日用品を取り扱う店舗など、日常的に訪れる場所であること。
- ・ 高齢者の利用頻度が高い媒体を効果的に組み合わせた多角的な情報発信戦略や発信内容について提案すること。（発信内容については、概要の提案で可。）

なお、高齢運転者は運転に自信がある者が多く、自身の運転の安全性を正しく認識できていない場合があることから、家族等周囲の人からの声かけや働きかけも有効であることに留意すること。

- ・ 令和8年度についても交通安全啓発に加え、高齢運転者の特徴を踏まえた実践的な参加・体験型安全運転支援事業（令和八年度「SAGA BLUE PROJECT」高齢運転者安全運転支援業務^{※3}）を実施することとしており、例えば同事業において行われる講習の内容や参加者の声をリーフレット等に用いるなど、同事業との連携を積極的に図ること。

（3）進行管理

受託者は業務を確実に遂行できるよう、契約締結後、実施計画及び工程表を作成し、進行管理を行うこと。なお、受託者は工程表に大きく変更が生じる場合は、県と協議の上、その都度工程表を作成し、県に提出すること。

（4）事業効果の分析・検証及びフィードバック

全体を通して課題解決につながるような計画・KPI等目標作成、事業の効果検証方法の検討を行い、設定した計画・目標に対する効果検証により、実績報告を行うこと。

7 実施体制及び要員に関する要件

（1）実施体制

- ・ 本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。
- ・ プロジェクトマネージャ、プランナー（各民間企業等の特性を効果的に活かした独自の取組をプロデュースする者）、デザイナー、イラストレーターを配置すること。

（いずれも兼務可とする。提示する実施体制は、契約締結後に想定する実際の体制とすること。）

- ・ 適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。

（2）要員

- ・ プランナー、デザイナー及びイラストレーターについては、企画にあったプランニング、デザイン及びイラスト制作ができる者を配置すること。

8 業務報告

委託業務を完了したときは、速やかに業務の実績に関する報告書をくらしの安全安心課まで提出すること。

(1) 業務完了報告書

(2) 成果物

- ア 制作した広報物の現物及びそのデータ
- イ 各取組に係る写真データ

9 受託者の責務

(1) 個人情報保護

受託者は、個人情報を取り扱う場合には、県の定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 再委託の禁止

受託者は業務の全部又は主たる部分を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(3) 権利の帰属

ア 受託業者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものとし、佐賀県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとする。

イ 成果物の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。

(ア) 県及び県が指定する者が保有するホームページ、SNS等での公開

(イ) 講演会、イベント等での紹介・上映・配布などの広報活動

ウ イ以外の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については協議のうえ、定めるものとする。

エ 成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は佐賀県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、佐賀県の承諾を受けなければならない。

オ 受託者は、佐賀県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

カ 受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、佐賀県より請求があったときは速やかに佐賀県の請求に従い、当該侵害者に対し、著作者人格権を行使するものとする。

キ 受託者は、佐賀県に対して、成果物が第三者の著作権、産業財産権その他の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証するものとする。

る。

ク 成果物が第三者の著作権等を侵害しているとして、受託者と第三者との間に紛争が生じた場合には、受託者は、佐賀県に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。

この場合、受託者は受託者の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が佐賀県の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

10 留意事項

- (1) 本事業は「SAGA BLUE PROJECT」の一環として行うものである。当該プロジェクトは佐賀県が指定するクリエイティブディレクターが監修を行うため、事業の実施に当たり、受託者はクリエイティブディレクター、またはクリエイティブディレクターが指定した者からの指示のもと、密接に連携しながら事業を進めること。なお、受託者とクリエイティブディレクターとの協議結果は都度県へ報告すること。
- (2) 各広報物、制作物の内容及びデザインについては、事前に佐賀県及びクリエイティブディレクターと調整すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じたときは、県と協議するものとする。

【参考】

※1 「自身の運転の在り方を検討する」について（補足）

「自身の運転の在り方を検討する」とは、現在の運転に係る意識や交通行動等を見直すことを指しているのではなく、運転自体を続けるのかどうかについて考えたり、運転を継続するのであれば制限運転を取り入れたり、運転寿命の延伸について考えたりといった、運転に係る将来に対する見通しや計画を検討することを指している。

なお、制限運転とは、自分の体調や運転の技能を踏まえ、自分に合ったスタイルの運転（例えば、近所のスーパーや病院までしか運転しない、夜間は運転を控える等）を行うことで、交通事故を防止するための考え方をいう。「補償運転」とも呼ばれる。

※2 ハンドサイン

歩行者が、道路を横断する際に

- ①手を上げる
- ②手を差し出す
- ③ドライバーに顔を向ける
- ④ドライバーの目を見る

等で、横断する意思をドライバーに明確に示すこと。

※3 令和8年度「SAGA BLUE PROJECT」高齢運転者安全運転支援業務

近年、高齢運転者による人身事故が全体の四分の一を超える高い水準で推移（令和4年～令和6年）していることから、令和7年度より、交通安全啓発に加え、高齢運転者の特徴を踏まえた実践的な参加・体験型安全運転支援事業を実施している。高齢運転者に加齢に伴う身体機能や認知機能の低下が運転に及ぼす影響を理解させ、自ら率先して安全な交通行動を実践することができるよう支援するとともに、自身の運転の在り方を検討するきっかけとすることにより、高齢者による交通事故防止対策の強化を図る。

主な業務内容は、ストレッチ講習、ドライビングレッスン、シミュレータレッスン及び安全運転サポート車体験等のコンテンツを提供する高齢運転者安全運転支援イベントの実施（令和8年度中に県内で3回（計150名程度参加））及び県内の高齢者向けのイベント内で高齢者安全運転支援に関する講話や簡単な高齢者安全運転支援に関する体験の実施（令和8年度中に県内で1回（計250名程度参加））を予定している。

なお、当業務については、令和8年2月の佐賀県議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止することとする。